

# 函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例(素案)について

## 1. 条例制定の背景

社会情勢の変化や多様化する地域課題に対して、新しい公共の担い手としての特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の役割がますます重要になってきています。

このようななか、平成23年6月の地方税法等の改正に伴い、地方公共団体が条例で個別に指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金控除の対象となる「条例個別指定NPO法人制度」が新設されました。

この制度は、NPO法人の活動の充実を目指し、住民がNPO法人に寄附しやすい環境を整えようとするものです。

市民自治によるまちづくりを目指す本市としては、新しい公共の担い手であるNPO法人に対し、市民の寄附の気運を高め、その自立的活動を支援することが必要と考え、制度の導入に向け検討を進めてきたところであり、このたび、NPO法人を指定する基準や手續等の案を取りまとめました。

## 2. 条例個別指定NPO法人制度の概要

条例個別指定NPO法人制度は、地方自治体の条例で指定されたNPO法人（以下「指定NPO法人」という。）に寄附をすると、寄附した住民の個人住民税に寄附金控除が適用される制度です。

### ■「指定」を受けるメリット

#### 〈個人寄附者のメリット〉

指定NPO法人に寄附をすると、申告により寄附金のうち2,000円を超える部分の6%が市民税から控除されます。（そのNPO法人を北海道が指定している場合はさらに4%が道民税から控除されます。）

#### 〈指定NPO法人のメリット〉

認定NPO法人の認定要件のうちパブリックサポートテスト基準（PST基準）がクリアされます。

#### ～PST基準とは～

認定NPO法人になるための広く市民から支援を受けているかを判断するための基準（次のいずれかに適合）

- ① 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること
- ② 3,000円以上の寄附者が年100人以上であること
- ③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること

### ～「認定NPO法人」とは～

特定非営利活動促進法に定めるPST基準および運営要件等を満たし、所轄庁の認定を受けたNPO法人は、認定NPO法人となります。

認定NPO法人になると、次のような税制上の優遇措置を受けることができます。

#### ① 個人が寄附をした場合

当該寄附金から2,000円を控除した金額に対し、40%が所得税から、4%が道民税から、6%が市民税からそれぞれ控除されます。(最大で寄附金額の約50%が税額控除)

#### ② 法人が寄附をした場合

一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入が可能になります。

#### ③ 相続人が寄附をした場合

寄附をした相続財産が非課税になります。

#### ④ 当該認定NPO法人

みなし寄附金制度が適用されます。

## 3. 条例（素案）の概要

このたび、NPO法人を指定する基準（公益性要件、市民周知・市民参加に関する要件、基本的要件）や手続等の案を以下のとおり取りまとめました。

### ■指定の基準（案）

本市では、次に掲げる基準に適合すると認められる場合に、条例で指定することとします。

#### 1. 〔公益性要件〕①～③のいずれかに適合

- ① 経常収入金額のうち寄附金等収入の占める割合が10分の1以上  
(認定NPO法人の認定基準の1/2)
- ② 3,000円以上の寄附者が年50人以上(同上)
- ③ 北海道の条例個別指定NPO法人

#### 考え方

その活動に広く市民からの支援を受けているかを判断する公益性要件では、認定NPO法人のPST基準を緩和することにより、より指定を受けやすい環境を整えます。

## 2. [市民周知・市民参加に関する要件] ①・②のいずれにも適合

### ① 次のいずれかに適合

- ・新聞等を通じた情報提供が年2回以上
- ・広報資料の配置が原則公共施設等5ヶ所以上
- ・催物開催が年2回以上かつ参加者が延べ50人以上
- ・事業活動へのボランティア従事者が年延べ50人以上かつ実人数が10人以上

### ② 行政や他の団体との協働実績が年1回以上

#### 考え方

指定を受けようとするNPO法人は、地域との関わりが大切であると考えられることから、市民周知や市民参加が図られているか、さらには地域と一体となった活動が行われているかを判断するために市民周知、市民参加に関する要件を設定します。

## 3. [基本的要件] ①～⑧のいずれにも適合

### ①市内に主たる事務所をおく法人

### ②事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満

### ③運営組織および経理が適正（運営、業務執行のための職員1名以上配置を含む）

### ④事業活動内容が適切

### ⑤情報公開が適切

### ⑥所轄庁へ事業報告書等を提出

### ⑦法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない

### ⑧法人設立後1年を超える期間が経過

#### 考え方

指定を受けようとするNPO法人は、その活動の内容や財務状況など組織運営面での健全性や適切性が求められることから、法人の組織運営状況を判断する基本的要件では、認定NPO法人の基準を準用することとします。

## ■指定の手続等（案）

指定を受けようとするNPO法人から指定の申出書等の提出があった際に、指定の手続きを行うかどうかを市で審査し決定します。審査の内容は、書類審査、実態調査、ヒアリング等を実施します。

### 〈申出から指定を受けるまでの流れ〉

函館市の定める基準，要件を満たすNPO法人が，指定の申出書等の提出を行い，審査を受けた後，議会へ提案されます。議会で議決を得たら条例で個別に指定を受けます。



また，定例の市議会は年4回開催されますが，審査手続に慎重を期すことが求められるため，指定の実施は年2回を基本とします。

### 〈指定の有効期間〉

指定の日から5年間です。ただし，申出により更新できます。

### 〈報告義務〉

指定NPO法人は，事業報告書，役員報酬等の規程，収益の明細などを毎事業年度，報告するとともに情報を広く公開することとします。

### 〈監督〉

#### ① 報告・検査等

指定NPO法人が法令等に違反したり，運営が著しく適正を欠いている疑いがある場合は，市長が報告を求めたり，立入検査を実施します。

#### ② 指定の取消し

指定NPO法人が，偽りその他不正な手段で指定を受けた場合などには，指定NPO法人に該当しないこととする手続（取消し）を行います。

また，指定基準に適合しなくなったとき，法令違反が認められたときなどは取消しを行います。

## 4. 条例施行時期

平成27年4月1日を予定しています。